

## 教育厚生委員会 県内調査活動状況

1 日 時 平成25年6月28日(金)

2 出席委員(9名)

委員長 白壁 賢一

副委員長 塩澤 浩

委員 中村 正則 前島 茂松 山下 政樹 大柴 邦彦 高木 晴雄

望月 利樹 小越 智子

欠席委員 なし

3 調査先及び調査内容

〔山梨県体育協会〕

調査内容(主な質疑)

問)

資料の中に「職員の倫理向上とコンプライアンスの徹底」とあるが、倫理規程を制定してあるのか。

答)

倫理規程については他の団体や日本体育協会の例など参考にして理事会と評議委員会の了解を得て、昨年度2月20日に制定した。

問)

山梨県体育協会は公益財団法人であるため、県民はしっかりやって当たり前と思っている。また、評価がしっかりできるシステムや今回の取り組みをHPでも県民に公開すべきでは。

答)

再発防止の取り組みをつくって終わりではなく、進行管理についてもしっかりチェックし、HPでも今回の取り組みについて公開していきたい。また、今年度の経営状況報告に体育協会の事業として総合的人材育成システムの構築、職員倫理の向上、コンプライアンスの徹底を記載しているので、来年度の経営状況報告の中で進捗状況を報告していく。

問)

資料の中に「プロジェクトチームの設置と人材育成の基本方針」を1年間かけてつくとあるが、もっとスピード感をもってやるべきではないのか。4月から3ヶ月も経っているがこの間は何をしたのか。

答)

プロジェクトチームについては6月1日に立ち上げて検討に入っている。総合的な人材育成方針についてはいろんな点から検討していかなければならないので、ある程度時間をかけて良いものをつくっていききたい。それまでの間は何もやらないのではなく、今までやってきた研修を中心に行っていきながら、並行して基本方針を作成していききたい。

問)

研修については職位に応じてとあるが、どの位の時間をかけてやっているのか。また、誰が教育を行っているのか。

答)

職位に応じた研修については、外部の研修機関に職員を派遣して実施している。時間等については1日8時間の研修を1週間行っている。

問)

資料の中に平成25年度の予算の確保とあるが、研修先や講師などを考えた予算のことか。

答)

そのとおりである。体育協会内だけで職員研修はできないので、外部講師や外部研修への費用などをプロジェクトチームの中で検討して予算の確保を考えている。

問)

予算の大体の目安はあるのか。

答)

これから行うものは今後の検討になるが、これまで実施してきたものについては、公的機関の場合は1回につき1万円位、民間の教育研修の場合は3万円から5万円位である。予算を見ながらこれらの研修が行えるか検討していく。

問)

体育協会が目指すべき職員像、期待する人材像とは。

答)

体育協会が目指すべき職員像について、個人的には県民に愛され、県民に親しまれ、そ

それぞれの専門分野について知識と教養、トータルとして人間性を兼ね備えた職員と捉えているが、プロジェクトチームの中で検討していきたい。

問)

目指すべき職員像が全体の中で確認されないと、プロジェクトチームでどういう育成方針をつくるのか、具体的にどういうスキルを積みよいかかわからなくなり曖昧になる。一つ確認したいのは、今回の件について体育協会の職員全員が知っていたのか、関わっていたのはどこまでなのか。

答)

関わっていたのは事務担当者全員ではなく、一部の者が上司に言われるがままに事務を行っていたので、ごくわずかな職員が承知していた。

問)

ほとんどの体育協会職員は今回の問題をテレビや新聞等マスコミ報道によって知ったと思うが、職員全体の中ではこの問題をどう捉えているのか。

答)

この問題をマスコミに公表する前に、課長会議を開いて経緯等を説明した。また、職員にも全員会議の中で説明し、動揺することなくこれまでどおり職務に当たってほしい旨話した。よって、マスコミへの公表前に職員は概要については承知していたことになる。

問)

再発防止策の中に内部通報規程の制定があるが、誰がどこに通報してどう処理するのか。匿名なのか、上司を経由するのかなどシステムはどのようになっているのか。

答)

匿名でも本人が名乗っても規程上はどちらでも通報できる。現在は、専務理事に通報となっているが、第三者委員会で関わっていただいた弁護士を、今後、顧問弁護士にと内部では検討しているところであり、願う形になれば専務もしくは顧問弁護士に通報できる体制を考えている。

問)

今回の問題で一番責任を感じてもらわないといけないのは、体育協会に出向していた県職員であると思う。協会の外から来た県職員なら、このようなお金の流れが県庁・本庁のやり方と違うことはわかっていたはずである。その県職員が協会をしっかりと指導できるのか。

答)

昔は大勢県から体育協会に出向していたが現在は私一人である。今後県から出向する職員は少ないと思う。人材育成システムの構築については、体育協会職員を念頭につくっているため、出向する県職員についての対応は必要であれば今後検討していきたい。

問)

経営状況報告書には、総合的人材育成システムの構築、職員倫理の向上とコンプライアンスの徹底について記載はあるが、経営状況報告書の記載をなぜこの程度で済ませたのかの理由を聞きたい。

答)

経営状況報告書は県教育委員会のスポーツ健康課で責任をもって提出したものである。今回の問題については大変重く受け止めている。昨年10月から調査に関わり愕然とする場面もあった。ただ、経営状況報告書には1年間の経営の状況や取り組んだ事業等を中心に記載すべきと考えた。また、今回の問題については様々な場面で説明してきたため、このような形で提出した。特に隠すといった意図があったものではない。25年度の事業計画の中には、将来に向けて、こういう取り組みをやっていくということで報告書を作成した。

問)

今日、第三者委員会の報告書をいただいたり、再発防止の取り組みについての説明を受けたが、本当はこれを常任委員会に提出して、実直な姿を示せば良かったと思う。今回の件は重大な問題であるため、県議会としても関心を寄せている。第三者委員会を立ち上げたことは、体育協会が今回の問題を真摯に受け止め、公益法人としての責任を持っていたからだと思う。しかし、経営状況報告書には一般的な記載のみで今回の問題に触れていなかった。それは、知事が山梨県体育協会の会長であることが関係していると思う。このことは今回、問題提起しておきたいことの一つである。

もう一つは、公益財団法人となったことをもっと真剣に捉える必要がある。公益財団法人になったことは、がんじがらめの官公庁の管理体制から民意を導入して公益性の高い組織に発展させていくことでもある。公益法人法の改正にともなって、二つの都道府県にまたがっている場合は総理大臣が、それ以外の場合は、都道府県知事が公益財団法人の監督者である。しかしながら、今回の件は公益財団法人の監督者が公益財団法人の会長になっているところに大きな問題点があった。昔はこれだけの大きな団体であれば、知事が会長になることが当たり前であったが、時代が大きく変わっている。知事は監督をしなければならないのに、体育協会の会長でもあるため責任を取りようがない。もう知事が公益財団法人の会長をする時代ではない。知事はせいぜい名誉会長の立場、執行部としての立場を取るべきではない。以前は出資法人調査特別委員会があり、総括審査して意見書も提出していたが、今は常任委員会で分割審査し意見書も出せないため、今回現地調査を行ったわけである。

体育協会会長である知事に迷惑をかけまいと経営状況報告書に今回の件を記載しなかったことで議会を軽視してしまったこと、今後、公益財団法人として知事が体育協会会長であることをどう検討していくかの二点についての見解を求めたい。

答)

経営状況説明書の記載については不十分なところがあったかもしれない。公益財団法人としてしっかり取り組んでいけるよう今後は十分な説明に心がけていく。山梨県体育協会は、様々な競技団体と27市町村が集まった大変大きな組織であるため、今までは知事しかまとめられる人がいなかったと思う。しかし、委員御指摘のとおり公益財団法人制度の中で会長は社長であり、先頭に立って経営する人であると思う。このことは今後検討していきたい。

問)

資料の中に、「ユニホーム業者への支払に支障が出ないように、事前に補助する必要がある」とあり、驚いているところ。こういうことが起こらないように人材育成システムの構築、コンプライアンスの徹底等があるが、絵に描いた餅にならないよう、きちんとしていくため、県はどのような認識なのか。

答)

ユニホームの補助金については、体育協会に独自の予算がないため、事前に補助金を支出し、使った後に精算してもらおうシステムになっていたが、当時は精算が不十分で実績報告書のみで処理していた。現在は、各競技団体が購入したユニホーム数を確認し、領収書・納品書等を添付してもらいながら、事業を進めている。それらの書類は全て体育協会に保管しており、県でもそれを監査等でチェックしている。このため、今ではそういったことができないシステムとなっている。職員の意識も補助金の精算についてしっかり取り組むようになっている。

問)

資料の中に「支出は服装費にかかわるものにほぼ限定されて」とあるが、調査にもかかわらず「ほぼ」という記載はいかがなものか。

答)

この資料は「概要版」となっており、「報告書」には明細が付いており、全部が解明できた訳ではないが、逐一記載している。

今回の県補助金過剰受給問題は、体育協会の信頼を覆す大きな問題であったと思う。第三者委員会の提言を踏まえて、三つの再発防止対策を示し、これから実行の段階に移っていくことになる。言うまでもないが、体育協会は県民の体育の振興のみならず健康保持など様々

なことについて公益的な役目を果たさなければならない。二度と今回のような事案を起こさないよう、厳格に対策を実行してもらいたい。また、県教育委員会にも指導監督する立場があり、責任の一端はある。今後二度とこのようなことが起こらないよう県教育委員会が体育協会を指導監督をするよう申し入れたい。

